○三鷹市立児童遊園条例施行規則

平成27年９月30日

規則第56号

（趣旨）

第１条　この規則は、三鷹市立児童遊園条例（昭和39年三鷹市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開園時間等）

第２条　児童遊園のうち、下連雀こでまり児童遊園の開園時間は、４月から９月までは午前７時30分から午後６時までとし、10月から翌年３月までは午前７時30分から午後５時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

２　児童遊園のうち、中原スポーツ児童遊園の使用種目、開園時間及び使用区分は、別表第１のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（一部改正〔平成29年規則６号〕）

（休園日）

第３条　児童遊園のうち、中原スポーツ児童遊園の休園日は、12月29日から翌年１月３日までの日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

（使用者の範囲）

第４条　児童遊園のうち、中原スポーツ児童遊園を貸切り（団体が当該児童遊園を使用することをいう。以下同じ。）により使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　三鷹市スポーツ施設条例施行規則（平成28年三鷹市規則第51号。以下「スポーツ施設条例施行規則」という。）第４条の規定により団体登録をした団体

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（一部改正〔平成29年規則６号〕）

（貸切使用の申請及び承認）

第５条　スポーツ施設条例施行規則第４条第３項の規定により登録カードの交付を受けた団体が、中原スポーツ児童遊園を使用しようとするときは、別表第２に定める区分ごとに、同表に定める申込期間内に三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により、市長に使用の申請をしなければならない。

２　市長は、別表第２に定める抽せん予約期間内に申請があったときは、施設予約システムによる抽せんにより使用する団体を決定し、使用を承認するものとする。

３　市長は、別表第２に定める先着予約期間内に申請があったときは、先着順により使用する団体を決定し、使用を承認するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（全部改正〔平成29年規則６号〕）

（使用の承認の取消し等）

第６条　市長は、条例第３条第４項の規定により中原スポーツ児童遊園の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、中原スポーツ児童遊園使用承認取消し等通知書（様式第１号）により使用者に通知する。

（全部改正〔平成29年規則６号〕）

（使用権の譲渡禁止）

第７条　条例第３条第１項及び第５条の規定により、中原スポーツ児童遊園の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（一部改正〔平成29年規則６号〕）

（原状回復の義務）

第８条　児童遊園のうち、中原スポーツ児童遊園を使用する者は、当該児童遊園の使用を終了したときは、直ちに使用場所、使用設備等を原状に回復しなければならない。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成27年12月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この規則の規定による中原スポーツ児童遊園の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成29年３月13日規則第６号）

（施行期日）

1　この規則は、平成29年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行し、平成29年１月４日から適用する。

（準備行為）

2　この規則による改正後の三鷹市立児童遊園条例施行規則の規定による中原スポーツ児童遊園の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附　則（平成30年10月29日規則第60号）

この規則は、平成30年11月１日から施行する。

附　則（令和７年３月31日規則第29号）抄

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

（一部改正〔平成29年規則６号〕）

使用種目	開園時間	使用区分
1　軟式野球 2　硬式野球 3　ソフトボール 4　サッカー	午前９時から午後５時まで	1　午前９時から午前11時まで 2　午前11時から午後１時まで

5　フットサル 6　ラグビー 7　その他市長が特に認めた種目		3　午後１時から午後３時まで 4　午後３時から午後５時まで

備考　使用区分は、貸切りで使用する場合に適用する。

別表第２（第５条関係）

（追加〔平成29年規則６号〕）

区分	申込期間	
	抽せん予約期間	先着予約期間
市内団体	使用日の属する月の３月前の１日から10日まで	使用日の属する月の２月前の１日から使用日当日まで
市外団体	―	使用日の属する月の１月前の１日から使用日当日まで

備考　先着予約の受付は、抽せん予約期間終了後、中原スポーツ児童遊園に空きがある場合に限る。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

中原スポーツ児童遊園使用承認取消し等通知書

住所

氏名　　　　　　　　　様

三鷹市長　氏　　　　　　　名㊞

年　　月　　日付けで承認した中原スポーツ児童遊園使用について使用承認を（取り消す・制限する・停止する）ことを通知します。

１　使用承認の内容

(1) 使用日

(2) 時間区分

(3) その他

２　理由

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、三鷹市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第１号（第６条関係）

（全部改正〔平成29年規則６号〕）